

(表)

坂出市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

坂出市長 殿

申 込 者	住 所	〒
	氏 名	
	連絡先	
申込者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	

坂出市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

事前登録者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
現在の住所 (住民登録地)	〒		
本 籍		筆頭者	
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 ()		

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
公簿等の確認 (未成年者の法定代理人のみ)	<input type="checkbox"/> 私は、坂出市が法定代理人であることの確認のために同市備付けの公簿等の記載または記録を確認することに同意します。
氏 名	フリガナ
住 所	〒
連 絡 先	

注 申請の際に次の書類を提出または提示してください。

- (1) あなたが申込者本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類（委任状等）

次の欄は記入しないでください。

受 付	登録番号	確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 公簿確認 () <input type="checkbox"/> 住民票停止 <input type="checkbox"/> 戸籍停止
登録日		年 月 日		

(裏)

坂出市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この本人通知制度は、この申込みにより登録した者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等(注1)を第三者（本人等(注2)の代理人または本人等以外の者（国または地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときにその事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し、事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者の住民登録地に坂出市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、本人が開示請求することができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、個人情報の保護に関する法律の規定により、開示される情報については、制限されることがあります。
- 4 通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、事前登録者と同一の住民基本台帳または戸籍簿等に記録または記載されている者であっても登録をしていなければ通知の対象となりません。
- 5 この制度に登録しようとする者（以下「申込者」という。）は、この申込書に必要事項を記入の上、申込みしてください。本人が申込みをする場合は、本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示または提出してください。
- 6 代理人により申込みをする場合は、代理人本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証その他代理人本人であることを証するため市長が適当と認める書類）と代理の事実がわかる書類（法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、法定代理人以外の代理人の場合は委任状）を提示し、または提出してください。
- 7 この申込みは、郵便または信書便（以下「郵便等」という。）により行うことができます。
- 8 郵便等により登録の申込みをするときは、この申込書に必要事項を記入の上、本人確認書類の写しを同封してください。
- 9 この登録を廃止する場合または転出もしくは転居等により登録した住所等の内容に変更が生じた場合は届出が必要です。なお、変更の届出がされていないことが判明したとき、および事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。

注1「住民票の写し等」とは、次のものをいいます。

- (1)住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写しおよび消除された住民票に記載をした事項に関する証明書ならびに戸籍の附票の写しおよび消除された戸籍の附票の写し
- (2)戸籍の謄本および抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本および抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書ならびに磁気ディスクをもって調製された戸籍および除かれた戸籍に記載されている事項の全部または一部を証明した書面

注2「本人等」とは、住民票の写しおよび住民票に記載をした事項に関する証明書を請求する場合にあっては、当該住民票に記載された者およびその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し、戸籍および戸籍に記載した事項に関する証明書を請求する場合にあっては、当該戸籍の附票または戸籍に記載された者、その者の配偶者およびその者の直系尊属または直系卑属をいいます。